平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	伝建地区保存整備								継続
コード	24	－	59	－	01	－	00	予算事業名	伝建地区保存整備
担当部署	都市計画部		都市景観課			伝建地区担当		予算事業コード	会計 10 款 08 項 04 目 02

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務　義務

基本目標(章)	2章	学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち	実施計画事業名	伝建地区保存整備
方向性(節)	3節	歴史文化の継承と新しい市民文化の創造	個別計画等の名称	川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画
施策	2	文化財の保存・活用		
細施策	4	重要伝建地区保存地区の保存整備事業の充実	当事業に関連する事務事業	現状変更行為許可事務
事業実施の根拠となる法令・条例等	都市計画法、文化財保護法、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	歴史的町並みの維持・保全、歴史的風致に基づく生活環境の維持向上、新しい文化の創造、商業観光の活性化を図る。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	伝統的建造物の修理補助事業、その他修景・景観補助事業を地区住民等と協働し伝建地区内の家屋整備を行っている。また、歴史的建造物の保存を図るために、保存対策調査を実施している。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		48,999	50,951	56,089	49,202	45,316	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	46,134	50,273	54,833	46,495	45,316	45,835
人件費	B	18,343	18,343	18,343	22,011	22,011	22,011
総コスト（C＝A＋B）		64,477	68,616	73,176	68,506	67,327	67,846
正規職員（1年間の従事人数）		2.50人	2.50人	2.50人	3.00人	3.00人	3.00人
臨時職員（1年間の従事人数）							
国県支出金	D	17,190	21,500	20,000	22,528	19,626	28,500
その他特定財源	E						
市の財政負担（＝C－D－E）		47,287	47,116	53,176	45,978	47,701	39,346

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

	評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果	国庫補助事業件数	件	4	4	3	5	5	年度
	指標の定義・説明		文化庁国庫補助事業					
成果	年間家屋整備補助額	千円	39,005	45,984	45,833	42,218	40,580	年度
	指標の定義・説明							
活動	伝統的建造物追加件数	件	0	4	2	9	2	年度
	指標の定義・説明							
								年度
	指標の定義・説明							
指標に基づく評価	国庫補助事業は、伝統的建造物の修理を毎年数件づつ着実に実施し歴史的な町並み整備が進められている。また、伝統的建造物の増加は、町並み保存に対する住民意識向上の表れでもある。このように事業を継続的に実施することが重要であり、修理要望と緊急性を加味した計画的な事業継続が重要である。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況

伝統的建造物の修理や伝統的建造物の追加特定などを着実に実施しているが、伝建地区の耐震化、伝統的建造物等の有効活用、新築修景に対する町並み景観などの様々な課題に対応するために伝建地区の保存を総合的に推進する施策を検討する必要がある。

(2) 比較参考値（他市での類似事業の例など）

関東では、千葉県香取市、茨城県桜川市、栃木県栃木市、群馬県桐生市などが、重要伝統的建造物群保存地区として同様の事業を実施しているが、伝建地区の規模や特性が異なるので、事業内容及び規模はそれぞれ違う。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

本事業は、歴史的な町並みを保存するためには必要不可欠な事業であるので、廃止・縮小は難しい。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

所管部署			都市計画部				都市景観課	伝建地区担当
事務事業名称			24	59	01	00	伝建地区保存整備	
今後3年間の方向性	25年度	継　続	伝統的建造物における東日本大震災の復旧を優先的に進め、老朽化による修理も計画的に行う。さらに、伝統的建造物の特定を推進し伝建地区の保存に努める。また、伝建地区の耐震化、新築修景など町並み整備、未活用の伝統的建造物等の再生利用を各種団体との協働により研究の強化を図る。					
	26年度	継　続	事業を継続的に実施する中で、伝建地区内における防災計画の見直しを計画的に進める。また、市所有の伝統的建造物の耐震化を進め、民間所有を含めた伝統的建造物の耐震化と地区内における建築基準法の制限緩和を検討する。					
	27年度	継　続	伝建地区内における新たな防災計画の策定事業化に伴い、地区内建造物の耐震化、及び建築基準法の緩和条例を検討する。伝統的建造物等の有効活用、新築修景などの施策を合わせた地区全体の町並み整備を計画的に実施し、継続的な伝建地区の保存を図る。					